

2019（平成31）年度の大学院入学者選考にかかる出願後の検定料の返還について

放送大学では、このたびの「平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震」及び「平成30年8月30日からの大雨」による災害により被災した方を対象に、2019（平成31）年度大学院入学者選考において、次のとおり検定料の返還措置を実施することとしましたので、お知らせします。

#### 1. 返還措置の対象

- ・修士全科生に係る入学者選考の検定料
- ・博士全科生に係る入学者選考の検定料

#### 2. 措置内容

検定料の返還

#### 3. 対象者

「平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震」及び「平成30年8月30日からの大雨」による災害により被災した次の①、②のいずれかに該当する方。

- ① 入学志願者又は入学志願者の主たる家計支持者（入学志願者の学資を主として負担する者）が所有する自宅家屋が全壊又は半壊した場合
- ② 主たる家計支持者が死亡又は行方不明の場合

#### 4. 申請方法

平成30年10月5日（金）までに、学務部大学院企画・入試係宛てに連絡の上、5.の申請書類を提出してください。

#### 5. 申請書類

- (1) 入学検定料返還申請書
- (2) 罹災証明書（コピー可、申請中の場合は後日の提出で可）
- (3) 死亡又は行方不明を証明する書類（コピー可、申請中の場合は後日の提出で可）
- (4) その他（家計を同一としている旨が分かる書類等）

#### 6. 問合せ先

放送大学学務部大学院企画・入試係      電話：043-276-5111（総合受付）